

平成21年度 二宮町下水道運営審議会 第2回 会議録(概要版)

日 時：平成21年12月15日(火)午後2時から午後3時

場 所：二宮町役場2階 第一会議室

出席者：小澤宜男会長、二見泰弘委員、外丸勝美委員、深見直美委員、田沼耕一委員、岩倉正枝委員、宮本由美子委員、古澤正平委員
都市経済部長、下水道課長、業務班長、工務班長、業務班員

1. 開会(司会進行：下水道課長)

2. 会長あいさつ

- ・今日の議題は前回に引き続き受益者分担金の問題で、前回の補足資料もあるようですので、よろしくご審議の程お願いします。

3. 議題

(1) 市街化調整区域の受益者分担金について

1) 受益者分担金について

「会長」

- ・(1) 市街化調整区域の受益者分担金について、1) 受益者分担金について、事務局より説明をお願いします。

「事務局」

- ・資料1「受益者分担金について」を用いて、受益者負担金・分担金の違いについて説明。
- ・当町の下水道整備事業も、全体計画面積の61%(平成20年度末)にあたる322haが完了し、市街化調整区域との隣接地域まで整備が進んできている。
- ・整備が完了した市街化区域と市街化調整区域の接する地域では、下水道に接続したいとの要望も受けるようになったが、現在の都市計画法75条に基づく受益者負担金制度では、市街化調整区域からの負担金を徴収することができないため、地方自治法224条に基づく受益者分担金制度ができるまで納付を留保していただいている。
- ・現在、富士見が丘1件、中里2件、計3件が納付を待っていただいている。
- ・今後、市街化調整区域の工事に入る際に分担金制度がないと、受益者に負担をしていただくことができず、負担の公平性や、建設財源の確保ができないことが予想される。

質疑応答

- ・市街化調整区域の3件はもう接続が完了しているのかとの質問に対し、前回説明した通り、接続工事は完了しているが、二宮町は市街化調整区域の負担金制度がないため、負担金相当額はいただけない状況と説明。

2) 他市町村の受益者分担金の賦課状況について

「会長」

- ・ 2) 他市町村の受益者分担金の賦課状況について、事務局より説明をお願いします。

「事務局」

- ・ 資料2「他市町村受益者分担金等に関する調査一覧表」を用いて、県内各市町村の受益者負担金・分担金賦課状況について説明。
- ・ 調査に応じてくれた、政令指定都市を除く県下28市町村のうち、8自治体が受益者分担金を賦課しており、20自治体が賦課していないという回答だった。
- ・ 受益者分担金を賦課している8自治体の賦課状況は、平米単価280円～800円であったり、自営水道の自治体は、水道メーターの口径によって5万6,700円～50万円であったりする。また、うち3自治体は負担金と分担金と同額で、その他の5自治体は、負担金よりも分担金のほうが高く設定されている。
- ・ 受益者分担金を賦課していない20自治体の内訳は、1自治体が「策定中」、11自治体が市街化調整区域に工事が入る時点で賦課をするという意味で「未定」(うち3自治体は、市街化調整区域からの流入については要綱で対応)、5自治体が負担金も賦課していないので分担金も賦課しないという意味での「制度なし」、1自治体が「全体計画終了のため今後の分担金の制度は考えていない」、1自治体が「都市計画区域(非線引き区域)のため、町全体から都市計画法第75条に基づく受益者負担金を徴収している」、1自治体が「現在、町に一部ある都市計画区域(非線引き区域)から都市計画法第75条に基づく受益者負担金を徴収しており、それが終わったら、都市計画区域外に受益者分担金を賦課することも有り得る」との回答。
- ・ 調査表から読み取れることは、負担金単価よりも分担金単価のほうが高くなっていることと、二宮町と同様、将来的には分担金を徴収する制度を設けたいという市町村が多いということ。

質疑応答

- ・ 条例ではなく要綱で徴収している市町村があるが、要綱でよいのかとの質問に対し、現行は要綱だが、今後、条例に変えていくような話があると回答。
- ・ 受益者負担金は都市計画法の中で「条例で定める」と明記されているが、地方自治法には「分担金を徴収できる」とあり、条例を定めなければいけない法があるのかとの質問に対し、同じ地方自治法の中で、住民に負担をかける場合には条例で行うことの明記があると回答。
- ・ 負担金単価より分担金単価のほうが高いのは何故かとの質問に対し、算定方式はほぼ同じ(資料3)だが、市街化調整区域は地域的に施工しにくく、事業費が多くかかると回答。
- ・ 一本の道路を挟んで市街化区域と市街化調整区域という場所では、市街化区域の家と変わらないのではないかという意見が出ないかとの質問に対し、そういう点も含め、いずれ具体的な資料を提示するので、そのときに審議会から意見をいただきたいと回答。
- ・ 他市町村のように都市計画税と負担金・分担金制度のバランスが必要であり(二宮町は都市計画税は徴収していないが)、市街化区域・市街化調整区域それぞれの投資額や受益者人数等も考慮に入れたほうがよいのではないかとの質問に対し、おっしゃる通り色々なケースがあり、次回以降の課題として、よく議論・検討をしていただきたいと回答。

3) 受益者分担金額の算定方法について

「会長」

- ・ 3) 受益者分担金額の算定方法について、事務局より説明をお願いします。

「事務局」

- ・ 資料3「受益者分担金算定根拠一覧表」を用いて、各受益者分担金賦課市町村の分担金算定根拠について説明。
- ・ 分担金賦課市町村の多くは、枝線工事費から国庫・県補助金を引いて、対象面積で割り、それに1/4～1/6の係数を掛けて負担金および分担金を算定している。そのため、算定式は同じでも、市街化区域と市街化調整区域の工事費の違いによって異なる平米単価が出る。
- ・ 二宮町の受益者負担金算出方法も同じだが、係数が1/10となっている。
- ・ その他、市町村営水道の内径に応じた負担金・分担金単価を設定している市町村もあれば、分担金にだけ上限額を設けている市町村もある。

質疑応答

- ・ 枝線の金額の高い安いで単価が決まるのかとの質問に対し、枝線ごとではなく、市街化調整区域全体で見ると回答。
- ・ 県の下水道事業の見直しがあるが、現時点で市街化調整区域の工事に入っていく可能性がどのくらいあるのかとの質問に対し、現在、町でも合併浄化槽との経済比較を行っている最中であり、現時点では明確な回答はできないので、方針が出た後にお答えすると回答。

(2) その他

「会長」

- ・ (2) その他について、事務局より説明をお願いします。

「事務局」

- ・ 今年度審議会はあと1回の開催予定で、話し合いの結果、次回は平成22年2月10日(水)午後15時に決定。
- ・ 委員の任期は平成22年3月31日で任期満了となるので、後日、継続等の意向について改めて確認させていただく。

質疑応答

- ・ なし

「会長」

- ・ その他、ご質問等なければ、以上で審議회를終了します。

午後3時閉会